

令和元年度 第2回三重労働局公共調達監視委員会議事

令和元年12月16日(月)開催

津第二地方合同庁舎 地下1階 共用会議室

1 あいさつ

総務部長あいさつ

2 契約案件の審議等

・令和元年度第2回公共調達審査会審議結果報告

開催日 : 令和元年11月21日(木)
開催場所 : 津第二地方合同庁舎 地下1階 共用会議室
審査対象期間 : 平成31年4月1日から令和元年8月31日
審査対象契約案件及び審査案件 : 審査対象契約案件53件中、審査案件31件
審査結果 : すべての案件において適正

・監視委員会抽出報告

審査対象契約案件について53件あり。
審査案件31件、全ての案件において適正。
公共工事の一般競争入札、随意契約については、該当案件なし。
抽出については、三重労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条に基づき、内訳は、物品・役務等の一般競争入札から8件、随意契約から5件、合計13件を抽出した。

・契約事案審議

3 契約事案説明、審議

○整理番号1「平成31年度津第二地方合同庁舎及び津公共職業安定所・三重障害者職業センター合築庁舎清掃等業務委託契約」

委員：2回不落になってしまい、3回目は言うならば「お願いをしに行った。」という感じですか？

会計：一応公告なので、入札を3回していただき、予定価格のなかに納まったということです。

委員：正直、(相手方に)無理をしてもらっているということでは？

会計：今回、「働き方改革」等により費用(人件費)が増えてしまったということもあり、こちらの予定価格とも合わなかった。

委員：内容的には、特殊な内容ではないですね。

会計：庁舎の清掃と言うことで、特殊なものではなく、例年どおりのものです。

委員：にもかかわらず、1者しか手を上げてもらえなかったし、さらにその1者が、その予定価格より結構高かったと。

会計：色々と入札説明書とかは、他にも取りに来られた業者もいたのだが、一応、こちら

の方で何かあるといけないので、営業所等が1時間以内にあるようなところという条件もあり、県外の業者はその条件では対応できないということもあり、1者となりました。

委員：一覧の52番、伊賀地方合同庁舎の件も同じような内容なのですね？

会計：そうです。

委員：これも結局全く無くて、同じ結果になった？

会計：これも2回の入札で、同じ結果になった。こちらの場合は、予定価格と比較してそれほど入札価格が離れていなかったのので、随契ということになりました。

委員：かたちとしては良く似たかたちで、この業者なのですよ。ここしかできないのかなあという気がするが・・・。

会計：他の業者の方も入っていただいているが、費用の面とか、入札結果で判断されたと思う。

委員：現実的に厳しすぎるのでは。

会計：積算方法とか、例年こちらの業者に入ってもらっていますし、入札結果も見られてみえまして、その費用でなかなか対応するのが難しい状況で参加も難しいと考えられます。

委員：結果としては予定価格を下回る価格で、良いのですけれど。入札と言う趣旨から行くと特定の業種でそこをお願いするというのは、本当の入札かと言うと？ちょっと形式が違うのではないかという気もするが。何か良い方法があれば・・・と思います。

会計：もう少し今後声掛け等もして多くの業者の方に入っていただけるようにしたいとは考えています。

委員：清掃基準表を基に自主点検チェック・リストを作成すると書いてありますが、これは業者が作成するものですか？

会計：そうです。

委員：清掃基準表と自主点検チェック・リストはどう違うのですか？それを後ほど局の方で確認しているのですか？

会計：清掃等に関しましては、こちらが仕様で求める業務をきちんとやっていただいているか等を現場等に確認させていただきます。

委員：清掃場所などは共用部分が全てですか？

会計：基本は、共有部分をメインで、津のハローワークは専有部分でも清掃に入っている部分もあります。

委員：局の中の専有部分は入っているのか？

会計：局の専有部分は入っていただいていません。

委員：その掃除はどなたがするのか？

会計：職員が主体です。個人情報の部分もあり、なかなか入っていただくのもどうかというところがあるので。

特に来客者が多いハローワークの場合は、専有分も含めて入っていただいています。

委員：年に1回とか、中の専有部分の清掃はないのですか？

会計：庁舎の維持管理の方で清掃と言われるフロア・マットなんかは別にして、契約の中には入っています。

委員：だからこちらには入っていないのですね。

会計：はい、そうです。維持管理の方で窓の清掃などは行っています。

委員：窓ガラスは専有部分の窓ガラスを含めて？

会計：そうです。

委員：(窓ガラス) 中のほうでは？

会計：足場を組んだりはしないので、当然職員か、業者の方ができる範囲で行っています。

委員：内部には入ることはないのですね。

会計：その時だけは、日曜日等は立ち合いです。

委員：清掃期間が8時半から15時という場合と9時から17時という場合があり、3パターンくらいあるのですが、この開庁時間は、8時半から5時15分までですよ？

何か基準というか、決められているのですか？ どのような風な時間設定になっているのですか？

会計：庁舎の中で清掃できる範囲でやっていただくということなので、8時半から5時までで、行っていただきます。この建物(第二合庁)は5階までありますので、5時までと言う形になっています。津の公共職業安定所ですと3階建てになりますので、そういう部分で、時間的に若干少なくなるということです。

委員：審査の結果としては「適正」でよろしいでしょうか。

委員：良いです。

○整理番号2「平成31年度リコー製電子複写機保守業務委託契約」

委員：リコーのものなので、契約は仕方がないとは思いますが。他にリコーを扱っている代理店業者はないのですか？

会計：代理店制度でその業者の方で行っているので、そこでしかできません。

委員：それはよくわかる。昨年も同じことを言ったと思うのですが、単価の契約になると思いますが、たとえば尾鷲と鈴鹿を見てみると同じ機種でありながら、単価が片や2円40銭と片や1円45銭という風にだいぶ違う。この辺で、たしか鈴鹿も昨年高かったのですけれど、昨年実績の表を見せていただくと、鈴鹿が単価2円25銭だったのが、1円45銭、だいぶ下げてくださいましたが、尾鷲はまだなかなか下がらない？

会計：鈴鹿については、当時別の機種を使っており、別のところから機種の違いを持って行ったことで、機種に応じた単価もありますし、尾鷲の場合は、使用量が少ないというので、単価がなかなか下がりにくいというのもあると思われます。

委員：できれば同じくらいの単価にしてもらった方が良いのでは・・・と交渉の余地があるのではないかとはいいます。

委員：予定価格算出の根拠というところ、入札単価の上昇率、5%というのは？

会計：5%というのは、老朽化に応じた入札単価が上昇する可能性があるため、それを5%と設定させていただいたというところです。

委員：保守単価のところ、単価は全て想定どおりだったのでしょうか？

会計：ほぼ昨年度と変わりのない状況です。

委員：予定価格の積算根拠の使っている単価ですべてが想定内に収まっている？

会計：そうです。

委員：機種も使いやすい機種と使いにくい機種とかは、パンフレットかなんかで伝えられているのですか？

会計：各署・所からですか？

委員：今の機械が良いとか、前の機械が良いとか？統一して行った方が良いのでは？

会計：機種は入札でしているのです、なかなか機種の統一化は難しいです。その時々条件に応じてリコーで統一するのはできない。競争性がなくなってしまうので、なかなか機種としての統一化は難しいです。

委員：局内は全部、リコー製の機械？

会計：リコー製・ゼロックス製・キャノン製の3機種があります。
局内は、リコー製が一番多いです。

委員：それなら、キャノンさんなら、また別に保守契約があり、ゼロックスさんは、ゼロックスで別の契約を結ぶのですね。

会計：はい。

委員：では、審査の結果としては「適正」でよろしいでしょうか。

委員：良いです。

○整理番号3「平成31年度PPC用紙及び上質紙購入にかかる単価契約」

委員：入札は2者で、1者に決まったということですが、もう少し数（入札者）があれば良いとは思いますが、紙を納入してもらう訳ですよ？コピー用紙を。

会計：今年度につきましては、古紙の再生紙の方が中国等で買われており、コピー用紙の調達がなかなか難しいということで、（入札に）入っていただけるかが微妙なところでした。なんとか（入札に）2者入っていただいたということです。

委員：単価的には、我々が買っているよりは安いとは思いますがね。

委員：これはまとめて購入するのか、それともその都度ですか？

会計：各監督署・安定所ごとに数量を決定して、各署・所に配達をしています。

委員：全部一緒に？

会計：2月に1回の割りです。

委員：最近輸送費も高いですが、輸送費は業者負担なのですか？

会計：はい、そうです。

委員：業者としては、まとめて運びたいと思うでしょうね。

委員：業者さんの車で輸送してもらおうのですか？

会計：業者の配達です。

委員：あくまで単価ですから、使用量というのは、見込みですよ。これがたとえば当初より少なかった場合は？

会計：契約があっても、増減があっても変更はないということになっています。

委員：整理番号3番につきましても、「適正」ということです。

○整理番号4「平成31年度若年者地域連携事業委託契約」

委員：この後も「委託契約」が続いてくるのですが、例年のことながら、なかなか入札に馴染まない。1者のところが多いです。専門性・経験を考えると。ちなみに昨年この事業はあったのですか？

会計：ありました。なかなか参加者が少ないです。できそうなところもないので、声もかけられない状況です。

委員：これらもきちんと「出口」の方は見てもらっている訳ですよね？
一応実績に基づいて、最終的にこの業者にするということですよね？

委員：予定価格積算内訳なのですが、今回のような考え方も、一般的には人件費には当然消費税の増税はないのですが、ただ今回これを委託した上で最終的に消費税を加算してきますね。消費税のところ人が人件費も含めた上で8%が10%に加算してきますので、相手側の請求では、その予定価格の積算内訳のところの人件費部分は半年分の1%で、かける1.00でも良かったのかなという部分もあります。

会計：これは後から出していただいているので、相手方の考え方がこの時になってわかったということです。

委員：予定価格積算内訳は相手側から？

会計：内訳はこちらで作っています。内訳は先に作って入札した後に実際に条項の方を出していただいているので、先にこちらを決めた後にこれが相手方の考え方として出てきたので、そのように考えているとはこちらではわからなかったということです。

委員：わかりました。

委員：特に問題もございませんので、整理番号4、「適正」ということです。

○整理番号5「平成31年度高齢者スキルアップ・就職促進委託契約」

委員：介護の分野で、伊賀とか尾鷲・熊野が載っていないのですが、外された理由は？

会計：その地域には希望者があまりいません。

委員：技能講習も介護分野が四日市と津だけなのだが。伊勢とか伊賀とか、だいたい三重県を4か所にわけるとその4つにはなるが、こちらも定員がないのは、応募者がいないということですか？

会計：これに関しましては、予算の範囲内ということもあるので、重点的に。この辺りは予算の範囲内で希望者を勘案して人数を分けているような形になるので、全てに均等に入れるわけではありません。

委員：四日市とか津とか、伊勢とか伊賀とか、4か所くらいで重点的に行っているということですね。

会計：後は、これをするのに、そこの施設でできなかつたりするので、学校とか会場が押さえやすいのを考えて行っていると思います。

委員：この事業も例年、同じですか？

会計：2年目です。

委員：昨年もこの事業所ですか。

会計：はい、昨年と同じです。

委員：(同じなのは) 仕方がないとは思いますが・・・。

会計：あまりやり手がないし、できるところも少ないので。全国的にここの事業所が落と
しているところが多いです。

委員：他県、他の労働局でも？

会計：そうです。

委員：少し不思議なのは、だいたいこの委託契約というのは、ほぼほぼ、90%近くの落
札になってくるのが多いのですよね？良いか、悪いかは別問題として。

これについては、80くらいで比較的低い価格でされたのですけれども。何か特殊
な理由でも考えられる要因はあるのですか？

会計：出口の方の昨年度の分を監査に行ったそこの業者の方に聞いたところは、赤が出て
も必ず社会貢献したいという言い方をしていました。そのつもりで社長の意向で動
いている様です。

委員：何がなんでも取りに行きたい、実績を作るといことですかね。

会計：あるかもしれません。

委員：この金額でできないことはないと考えているのですか？

会計：ここは、自分のところの施設を使ったりして行っているで、他の業者がその金額で
できるかと言われると少し難しいかもしれません。

委員：県内の業者なら、予定価格に近いもしくはオーバーする金額になってしまう可能性
が高い？

会計：そう思われます。

委員：委託契約の場合、新たに採用して対応させる場合と元々いる正社員で合わせてやる
場合と、そのための人件費と少しオーバーするぐらいでやる、代活というか。

委員：必ず続けて取りたいということもありますね。急になくなると困るので、ちょっと
低い価格でも取っていききたい。

委員：既存の方を活用したい。

会計：だいたい正社員の方が兼務してやります。アルバイトを補助社員として雇って、ほ
ぼほぼ現体制の中でやって行くというのが普通であると思料します。

委員：そのために社員を雇うということは？

会計：ないと思います。正社員を雇うとかなり負担になるので。

委員：特に異論もございませんので、整理番号5も、「適正」です。

○整理番号6「平成31年度訓練受講者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託 契約」

委員：これも例年行ってる事業ですか？

委員：(委託先も) 同じですか？

会計：はい、そうです。

委員：では、ひとつだけ。考え方のところですが、人件費のところ、給料、通勤手当と

か時間外手当とかあるのですが、賞与というのは？

他の案件では賞与とか出てきたりするのですが、これは？

会計：賞与というのは、会社の方針なので、委託事業とは切り離れたものです。こういった事業をやるにあたって、全体的に会社の方針として賞与を入れている。あくまで、給与は事業をやるための給与です。

委員：日額のなかに全部繰り込んでいるということなのでしょうか。会社の方で分けて行っているとか。

会計：考え方ですね。ただ1者しか出てないですけども。

会計：あくまで事業を達成するために必要な経費。通常は、賞与という考えはないと思われれます。

委員：整理番号6番につきましても、入札については「適正」でお願いします。

○整理番号7「平成31年度北勢地域若者サポートステーション事業委託契約」

委員：仕様書のところですが、業務実施に留意すべきところの（4）書類の備付け及び保存、ア基本となる帳簿のところ。出納簿とか金融機関口座通帳、通帳は通帳だけですので、預金帳とかでは？

会計：通帳とかは、ひとつ、それ専用で作ってもらいそちらを使ってもらっています。

委員：通帳ですよ。その通帳は金額とか、明細が載っているのがありますけど、普通はこの通帳から預金帳簿を作成して内容とかを書いた預金帳簿を作るのですが。通帳だけなら、専用の通帳でも支払金額に対して相手先とか内容がわかりにくい状態ですので・・・。

会計：領収書等と一緒に合わせながら、確認させてもらっているんで、それ（通帳と領収書）で行ってもらっています。

委員：人件費関係の源泉徴収簿とかも作られたらどうかと思っていますが。

旅費関係も、これですと一覧表になっていないので、旅費一覧表とかで日付順に並べてもらおうといいと思いますが。

消耗品も切手とか印紙が消耗品に入っているんで、租税公課に入っているんで、そういったものを管理するための一覧表なんかも、今、残高いくらというのを監査してみるのはいかがでしょうか？・・・そういうところはどうでしょうか。それでも現時点で問題がないようであるということなら、良いのですけれど。

会計：委託先から、終わった後に『このように使いました』という一連のものをいただきのですが、それを全て領収書等の、源泉徴収とかで合わせていただいているので、今のところは、これでも大丈夫なのかなと思います。便利なものがあればそれを使いたいですが。

委員：便利ではないですね。

委員：手間がかかるものです。

しかし、監査するときにはそれがないとわからない。たとえば切手を購入してそれを1万円買っても、今どれだけ残ってますかとか、誰が使われましたかという時に会社の事業が縮小しているのに、切手だけが増えているというのが、監査で出てくる

場合もあります。

会計：基本的に切手とかは、全部使った分しかないようになっているので、切手の帳簿などは、その団体ごとに作っているの、「これ使ったのですね。」と言うのはわかる。このイベントで使った。こういうのを送ったとか、利用者の方のニーズとかは確認してはもらってはいます。

委員：何か問題が発生してから、問われるところになるので、事前にチェックしている体制とか、防ぐような仕組みとか、不正を防ぐ仕組みを皆さん作られています。不正を防ぐ仕組みというのでしょうか？3人いるのだったら、誰か1人監査するような仕組みを作ったり…。

委員：通常こういうことは無いでしょうが、作っておけば被害はないと、大会社はそういうシステムを作っています。

会計：結構、(事業を)やられているところが小さいところばかりなので…。

会計：全国で行っている事業で、国の会計上、これだけは最低備えてほしいというのは、厚生労働本省が考えています。今も委員が申されたとおりにすれば万全なのですが、おそらくそこまで委託事業としては、考えていないが、当然、不正というのも発生する可能性はありますが、これは備えていればチェックできるだろうということで、行っていると思料します。

委員：この事業に関しては2者、もう1者が手を上げていただいて、他の案件と比べると良いかもわかりませんが。1者がひどい状況なのですか？入札金額1千5百万円ですから、基準以下ということで、落札になかなかかったという理解で良いのですか？

会計：総合評価なので、採点総括表で判断している。

委員：評価点は、技術点と価格点で、最終的には評価点で決めている？

委員：評価合計点の中に価格点も入っているのですよね？

会計：技術点だけです。

委員：おそらく審査会を開いて決めたのですよね？

会計：はい、そうです。入札開示の当日に開いて決めました。

委員：結果として、こうなったということですね。

委員：技術点でこれだけ差が付くとかなり効果があったのでしょうか。

委員：その判断はどうしたのですか？

会計：プレゼンをしていただき、委員が点数をつけた、その結果です。
入札を開いて評価点がでました。

委員：最終結果として、240と266となった。その結果、2千4百万の方に落とした。

委員：理由というのは？ただ単に評価点だけ？

会計：今回に関しては評価点で決まっています。

会計：技術点では、表にあるような内容をプレゼンでその業者に求めていました。

そこに触れていけば、高得点になります。触れていなければ、こちらの求めに応じたものをプレゼンしてないということで、結局、総点で価格はかなり低かったけれども技術点でかなりこちらの求めているものとは、少ちょっと違う説明が多かったということですね。

委員：これ結果として、たとえば、250何点ということになった場合に、どうなります？

仮に？たればの話ですけれど。

会計：B 者が、同じ点であったなら、価格点で B 社が・・・。

委員：価格点というなら、どこまで？

仮に B 者の技術点が 260 点の場合だとしましょう。その場合は？

255 点だったら、どうですか？・・・250 だったら？その違いはどこで線引きをされますか？

会計：トータルで評価点が価格点で総合点ですので、総合点で上回れば上回った方を落札者として決定という形になりますので、実際に今回でも B 者の方がもう少し評価点が高ければ今回落札された A 者を上回って契約業者になった可能性はあります。

委員：そのラインはどこですか？

会計：今回の評価点です。

委員：何点ですか？

会計：266 点だったので、267 点まで行けば。

会計：後 27 点分評価点の方で取っていれば。

会計：同点の場合でしたら、くじ引きというのもありうるので、相手の方の評価点を越えればという形になります。金額が安すぎるので履行ができるか？と言うと・・・。

委員：最終的には、評価点だけで決めるということですか。

会計：そうです。

会計：安ければということだけではなく、価格も見たうえでの総合評価の評価点です。

委員：最終的には評価点だけなのですね。

会計：はい、そうです。

委員：ちなみに基準が 1 千 5 百万円で、これはその時点で基準より低くても調査して有効と認められれば、有効になるわけですよ。

会計：そうです。

委員：別に 1 千万位でも 267 点になった可能性がある？

会計：そうですね。

会計：価格は安い方が良いので。価格が安くて良い企画をしてくれれば、それはうれしいことです。

委員：昔よくありましたが、1 円入札とか。ありましたよね？

会計：今はやってはいけないことですが。

委員：極端な話ですけど。そういうこともありえるかもしれない。

会計：ただ、調査しますし、多分だめです。

委員：現実的にはないですね。

委員：1 千万円でもし入札してそれで 267 点取ったとしても、その実際の技術点で履行が全然ダメだと 1 千万円を捨てているような感じに当然なりますよね。

会計：そうですね。

委員：そこら辺は、ちょっと、むずかしいところですね。

会計：それはおそらく会社が持ち出している。

委員：仮定の話ですけれど、損してでも取りたいということですよ。

会計：それでも取りたいということですね。

委員：履行できない状況があれば途中解約というのもあるのですよね？

会計：履行できないということなら、途中で解約は契約上では一応あります。

委員：そうならないようにしていくのが、この仕組みなのですよね。

委員：想定してないですよね、1千万とかたとえば5百万で入札するとは？

会計：そうです。

会計：総合評価落札方式というのは、ご存じのように、価格点1に対して技術点2で、かなり技術点を入れているので、ここのプレゼンがある一定レベルに達していなければ、どんなに安くても（入札で）落ちてしまうという方式ですね。

委員：確かに1千5百万では、この事業をすることは、無理なのでしょうね。

会計：そうですね。これはその後、就職件数とか、どのくらい新しい登録者がいるとか、就職時期だとか、そういうものも報告いただいて数字を上げていただかないと次に行けない事業なので。

委員：罰則のみみたいなものがありましたね。たとえば、（事業の）何割に満たないと10%減額するとか、支払をしないとか、後任者の引継ぎがうまくいかないときも支払いをしないとか、…どこかでありましたよね。参加者が2割くらいしかとれないと罰金とか、減額とか、の対応になるのですよね。現実的に対応していますね。セミナーをやりますと言っても案内をしないと誰も集まらないわけですので、形だけしたということにしないように。

会計：契約上、履行できなかった場合に…と書いてあります。そういう言葉になっています。

少し、そこは【大括り】で言っている。事業目的達成できなかった場合ということで、深く事業ごとに達成できなかったところで、そういうところでは契約を結ばないと思う。

会計：違約金10%はあります。

会計：委託費の不適切な使用、開催については20%、注意義務違反とか。

会計：委託事業を適切に移行することが困難であると委託者が認めた時は、…返還を求めることができる。

委員：後任者に対する引継ぎが適切になされていない場合、契約不履行と見なし、委託費の全部又は一部を支給しない、概算払いの場合は返還させる、こういうものとか、目標値の5割に満たない場合、契約額の2割を上限に委託費を減額するもありましたが…

委員：こういうのは、入札の当日しかわからないですよね。

会計：総合入札方式というのはそういうのを防ぐことです。

委員：聞く方の立場としては、プレゼンしか聞けない。

会計：会社の方もプレゼン資料を専門的に作るというところはある程度大きいところ。

委員：手を上げたところは県内の会社とか法人はある程度わかってきますけど、それこそ都心の東京本社が手を上げてきたりするとわからないですよね。そういうところは上手に作ってきますから。

会計：全国展開するところは、そういった専門のところを持っているので、作ってくる。

委員：最終的には、総体的に評価されたということなのですね。

会計：はい、そうです。

委員：整理番号7番につきましても、特に問題もないので、「適正」とさせていただきます。

○整理番号 8 「平成 3 1 年度一般健康診断及び特殊健康診断業務委託契約」

委員：毎年健康診断されているわけですよね。結果として同じところ（が落札）ですか？

会計：そうです。

委員：随分、入札金額が低かった？

会計：全国の健診機関の平均を取って、予定価を立てたので、今回は入っていません。

委員：ちなみに昨年の実績はわかります？

会計：昨年の契約金額は、おそらく 5 0 0 万にいていかなかったと思います。

委員：基準と言うか、予定価格が高すぎるということなのですね。

会計：そうですね。なるべくやっていただける検診機関の単価がどれだけ上昇しているかというところがなかなかつかめないの、全国的なものを取るとこういうわけです。

委員：積算根拠のところ、予定単価のところ、胃部 X 線検査の平均が 10,368 円なので、契約書を見ると胃部 X 線検査 3,500 円となっているのですが、この X 線検査の契約書の金額とは相手側からの提示？

会計：はい、そうです。相手側からです。

委員：低い金額でなっている？

会計：はい、そうです。

委員：ちなみに検査項目で目の検査を見てみますと、眼科学的検査で眼位検査、あまり詳しくないですけども、よくいう眼底検査というのが載っているのですが、調節機能検査とか、眼検査で、屈折検査で代用するのですか？

糖尿病の検査もまた別にありましたか？

会計：糖尿病の検査は血液検査、こちらの方は VDT の検査なので、パソコン使用業務を行う方のための検査です。

委員：所謂、バスが来てもらってやる検査ですよね。そういう機能があるかということもありますし。

会計：ドックでは、必ず（眼底検査）やる検査ですけどね。

委員：ちなみに非常勤職員が受ける検査で、費用対効果はどうか？全員が健康を確認しないといけないのでは？

会計：4 0 歳以上と希望する職員が対象です。

委員：特に意見もないようなので、整理番号 8 番につきましても、「適正」とさせていただきます。

○整理番号 9 「平成 3 1 年度医療労務管理支援事業委託契約」

委員：これからは、随意契約の審査となります。従って契約金額と予定価格が一緒になってくると言うのが続くわけですが。

委員：委託費交付内訳とありますが、どなたか想定している人を考えているということですか？通信費も相手方と折半と書いてありますし。

会計：三重県の方が指定している業者の方なので、よほどのことがない限り変わらないということで、事業される場所も特定の方に設定をしていると思います。

委員：いつものことですが、出口の方ですね。

会計：はい。

委員：実際に電話相談とかはされるのか？医師会の電話相談センターに電話を掛けられる方はいらっしゃるのか？

会計：あるかとは思いますが、実績までは確認はさせていただいていません。

委員：これは、去年もあったのですか？

会計：去年もありました。

委員：電話かける時間がないように感じる、忙しくて。

会計：実績を判断するのは、企業の事務管理について事務局長とか、センター長とかそういった方が色々電話してくるということを色々想定していると思料します。

委員：そうですね。労務管理研修会というのを開催して、病院関連の事務局長とかが参加してくるといことですね。

会計：はい、そうです。

委員：またわからないことは電話してくださいということになりますね。

会計：病院の方も「働き方改革」とかが入ってきていろんな相談も増えているでしょう。

委員：そうですね。

委員：整理番号9番につきましても、「適正」とさせていただきます。

○整理番号10「障害者就業・生活支援センター事業（津圏域及び伊勢圏域）」

委員：事業費積算内訳の人件費ですが、ここは「賞与」が発生するのですか？

会計：その施設を運営していただくという意味合いで、そこで専従していただきますので、「賞与」の方も積算して含まれています。

委員：毎月に4.4ヶ月かけている人もいるし、203,000円で賞与が208,000円で5,000円上がった。下も見ると、その月と同じ給料の人もいるし、上がっている人もいるので、なんかバラバラのようである。

むこうの規定が何か？

会計：そうですね。賞与に関しては普通の基本給の他に勤勉手当なり、そういうものが付いたりして、少し上がったり、そういう規定を、誰をその業務に専従させるかというのかは決まっておりますので、その方の昇給が途中であったりするとその分も盛り込んで、そういった形で対応しています。

委員：先程の説明で、昨年関わっていただいた事業者が外れたということは、段々と事業が縮小方向になっているのですか？

会計：そういうことではないです。

委員：新規参入の方もみえる？

会計：業者の方でやっていただけたところは、ほとんどないのですが、1者無くなって業者は縮小傾向ですが、事業は縮小されているわけではありません。

委員：やっていただける事業所が益々限定されてくる？

会計：そうです。

委員：北の方だといくつか、2つか、3つかわかりませんが、ありそうですが。減ってく

ると1者に限られてくるということもあるかもしれないですね。

会計：そこそこの規模があるところはできるとは思われるし、社協さんとかはやっていただけとは思いますが。今現在やってくれているところは、続けてやっていただいております。

委員：社協さんは、各地域に全部ありますね。鈴鹿はなんで手を挙げてないのか。尾鷲・熊野はそこしかないの。地区だと名張のところも来ますね。

会計：そうですね。

委員：津以南は、今の業者さんをお願いするしかないです。

会計：今の業者は書いてある場所以外に別に事業所を持っているので、広域でも問題はありませぬ。

委員：これを見ても三重県の南北問題がわかりますね。

委員：整理番号10番につきましても、「適正」とさせていただきます。

○整理番号11「桑名公共職業安定所事務室賃貸借」

委員：そこしかないのでしょうか…。

委員：これは、事務室の賃貸借ですので、決められた人しか入退出はないわけですか？外部の全く知らない人が来るというのはあるかもしれませんが。

会計：民間ビルですので、他の店舗の方も共用部分とかは入られるわけですが、警備とかを行っていて、誰もいないときにはもちろん入れないようにはなっています。

委員：事務室に來訪される方は、関係者以外はないのですか？

委員：これは、ハローワークのことなのですね。

委員：築年数が、だいたい10年とか20年とか？

会計：10数年と思います。

委員：そういうケースだと契約の時に少し下げてほしいとか、大きなビルを借りているところはあると思うのですが、職安さんですと色々な方の出入りがあるとそういうことが、交渉しにくい立場に？苦情とか、もろもろは？

会計：色々なことはありますが、市の条例で決まった金額になっておりますので、民間に替わったのですが、その当時の金額とほとんど変わっていないので、財務の方からも「これはすごく安い。」と指摘は全くされていません。

委員：なぜ市役所はそちらを売却されたのか？財政状態ですか？

会計：詳しいところまでは聞いていませんが、おそらくある程度開発して見通しが立ってきたので、もう手放しても良いのかなという判断ではないかと考えています。

会計：一般の民間ビルとの賃貸借契約は、値下げ交渉をするよう本省の指示もあるので。

委員：サンファールですので、駅前のビルですね。

会計：はい、そうです。

委員：賃貸借が4月1日から1年間ということですが、契約書第3条に、もし解約するのなら6か月前と書いてありますが？

会計：そうですね、契約書には何か月前、そうです6か月とは書いてあります。

委員：この時点（6か月を超える？）では、止めよと思っても止められない状況なのですか？

よね？

会計：おそらく替わる前に事前に通知はあったはずですし・・・

委員：こちらが出ようとしたときの話です。この時点、年度ではできないですよね。

会計：そうですね。4月1日からの契約を止めたいというなら、もっと早くから言わないとだめです。

委員：そうですね。もし、そういうことがあったとした場合、タイミング的にはもっと前から色々と審議しないとだめなのですよね？

会計：もし移動となれば、本省とか財務省の調整をしてもっとずいぶん先に来ている案件にならないと移動できないです。

委員：1、2年かけてやらないといけないので、ギリギリになって動くようなことはないということですね。

会計：事前協議が絶対必要案件ですね。

委員：賃貸借契約書を見ますと、第3条では、「相手側が同意しなくてはならない」と明記してありますので、相手方が同意しないと途中で出るということですね。

他の案件だと6か月ではなく3か月以内に通告しないと出されるという異常なことですが・・・。この賃貸借契約書は契約先からの提出？

会計：市の方の契約書をこの民間会社も継承はしていると思いますが、民間ですので、改めて直してはいるとは思いますが。

委員：市との契約でハローワークの業務が途中で、また相手の都合で中断されるわけにはいかないから同意というのを入れたのかも？

会計：その辺は、配慮をしていただいたとは思いますが。

委員：逆に当方にとっては優位ということで、出されることはないですね。

会計：実際、交渉や手続きはかなり前から進めており、最終的にはこんな形でやりましょうという話になる。

委員：こちらが出ていきたいのに向こうがダメと言ったら出ていけないということになるのですか？

会計：(契約書の読み方) 期間満了を前提にする場合は、特に同意がなくても良いのかもしれませんが。契約期間があり、途中でという場合6か月前までにということです。

委員：3月31日の日に出ていってくださいと言われたら、契約を結べないということですか？事前のそれがない訳ですよね。契約が3月31日までですから、たとえば1か月前や2か月前に再契約できないと言われたらなくなってしまうということですか？

会計：契約は、毎年契約をするので、その実際に出ると言った時には、それ折り込んだ契約になるので、1年契約結んで6か月前までに退去しますという手続き上の通知をして、その時はもう同意を得られている。実際桑名はあそこしかないです。

会計：事務所が入れるところはあそこしかないです。もし「出ていけ」言われたら困りますね。

会計：向こうは、出ても困るし、出られても困る。それに桑名所はワンフロアを結構広く使用していますので。

委員：お互い様というのがあるのですが、ただ相手が民間というので。

会計：何があるかはわからない。

委員：先方が破綻したということも起こりうるかもしれないですね。
会計：相手は、公的機関が入っているのは、心強いと思う。
委員：安心できますよね。
会計：きちんと支払いもするので。
委員：契約金について、色々検討はされているのですよね？
会計：はい。
委員：読み方は難しいですね。どう読んだらいいのか。
委員：賃貸のほうから賃貸借契約を終了するという場合は、1年前から6か月前までに通知をすれば良いような感じですね。賃貸借期間が1年間、それで終了することであれば、賃貸人は1年前から6か月前までに通知をすれば良い。
委員：いわば、6か月前までですよ。
委員：そういう読み方をするとこちらから解約する場合は、やはり相手の同意がいるということですね。さっき言ったことと変わってしまうが。
委員：他の案件の場合、「書面により解約しようとする日を予告しなければならない。」と3か月前までにとなっているが、所謂、耐震基準を満たしていないからとか。
委員：2項は？32年の3月までに解約する場合ということ？
委員：例えば、10月いっぱい解約をする場合、都合によりですから、6か月前までに言う、そして同意しなければいけない。相手方にその同意を得る必要がある。
委員：向こうサイドから言わせて、勝手に出ていかないようにということですか？
委員：そうです。お互いですよ。お互い、互いの都合で契約を解約する場合は、6か月前までに解約しようとするとして、しかも相手方がそれに同意をする。まあ、結局都合で契約を解約する場合というハードルを高くしているということですよ。
委員：そうですね。ですから、こちらから解約しようと思っても3月分までも払ってくださいますか。
委員：そうですね。期間満了が良いと思います。
委員：相手が同意しなければ、ドライなことをしてくる。通常出ますと言ったら、OKですよ。困りますよね。拒否しますといわれたら。
会計：少なくともこの期間は互いを拘束するというので。
委員：そういう意味ですか。
委員：お互いが困りますのでそういうことのないようにお願いしたい。
委員：整理番号11番につきましても、「適正」とさせていただきます。

○整理番号12「わかものハローワークみえ建物賃貸借」

委員：これは建物全体を借りているので、中の電球が切れたり、エアコンが故障したり、相手方が付けたもので、借りている方がつけていないので、貸主にやってもらうのですか？
会計：そうです。ただ契約書にもあるのですが、本物件の造作・設備保全に必要な修理が生じた場合は、修理等を行わなければならないとなっています。修理は、主要構造部は持ち主が行うことになっています。それ以外は借りている方がすることとなって

います。経年劣化で壊れた場合は、労働局で持たなければならないので、直すということになっています。

委員：一般的にビルの1室を借りるときは、エアコンとか、トイレとか付いてる場合は、壊れた場合は、貸主が修理することになっていると思います。

会計：専有部分については消耗品として替えている。この前、扉が壊れた時があったのですが、それは、貸主に直してもらいました。構造部分ということなので。

委員：整理番号12番につきましても、問題ありませんので、「適正」とさせていただきます。

○整理番号13「平成31年度四日市・伊勢・伊賀公共職業安定所、四日市労働基準監督署及び伊賀上野地方合同庁舎で使用する電気の供給単価契約」

委員：地元電力会社ではないのは、なぜですか？

会計：もともとは、中部電力で対応してもらっていたが、電力の自由化で入札をかけたところ、大手商社等もやってもらっていたのですが、また代わりまして、最終的に30年度から今回契約の電力会社になっている。

委員：今回は、随契というのは、相手側から費用を出してそれを随契するわけですか？

会計：違います。これは、相手側から出してもらった計画書とかで。

委員：こちらの方は何回かダメだったから？

会計：そうです。

委員：契約金額の内訳とかは、相手側に見せているのですか？

会計：見せていません。ただ、電力は落ちないわけにはいかないんで、これなら「落ちる」だろうというぴったしの金額になったのは・・・。実際、地元電力会社で出している金額で契約電力会社も計算されてそれに合わせてくれたと思います。

委員：予定価格の金額をこちらから提示したのですか？

会計：ではありません。

委員：予定価格の金額とピタッと合ったのですか？

会計：そうですね。もう定価みたいなものです。

委員：そうですか。

会計：色々プランをくぐらせて、一番安くなる中を定価と言います。

委員：予定価格は絶対もらさないですから。

委員：前回は今回契約の電力会社と契約されているので、予定価格と割引率とは当然変わってくると思いますが、その範囲で金額を設定されたのか？

会計：必ず誰かに落としてもらわないと電力の場合はライフラインですから。

委員：今の大手商社とか、民間さんは撤退しているのですか？

会計：撤退はしていません。入ってくれば安くなると思うが、入札の手間をかけてまでこの（電力）量でやりたいとは思わないらしいです。あと、時期でもどこの官公庁でも入札をかけているので、多いところから順番にやっているので、当局まで回ってこないのが現状です。いつもは、局とハローワークの入っている庁舎は分けてやっていたが、小さいところが数社はいつまでか、それでは遅くなるので、合

せてやるようになりました。

委員：今の話は、10番が、津で、これは契約電力会社で落ちたのですね。1者ですね。

会計：はい。

委員：単価的には……。10番の方、津の方が安い。

委員：結果としては、契約電力会社が両方落とした。津の方が安いですが、まとめたこちらの方が高い。

会計：基本料と使用料で金額が決まるので、使用料が多いほうが高くなるので。

委員：こちらの固定の方が大きいから総額が大きくなっていくわけですね。

会計：はい、そうです。

委員：所謂、使用料としてはこちらの少ない？

会計：少ないです。

委員：今の話では、津・四日市を全部まとめてやるとのことですね。効率的でよいということですね。

会計：はい。

委員：整理番号13番につきましても、問題ありませんので、「適正」とさせていただきます。これで、審査を終了させていただきます。全ての案件につきまして適正とさせていただきます。

【TIME 2 h 13 m 47 s】